

議案第44号

多可町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

多可町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第
96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和7年2月28日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年多可町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

多可町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町等の栄養士又は管理栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士_____による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>